

本校の地震対策について

静岡学園中学校・高等学校
安全整備課

本校では、万一の大規模な地震に対して「地震防災・災害応急対策計画」を策定しております。以下、その一部をお知らせします。お読みいただいた上で「入学のしおり」に挟んでおくなどして大切に保管してください。但し、2013年11月の『静岡県第4次被害想定』等公的な対策や実情の変化に対応して、今後も改訂することがありますのでご承知おきください。

1. 下校・残留に関する基本方針

想 定		基 本 方 針	
		中 学 校	高 校
在 校 時	震度5弱以下	・全校生徒は通常の下校。但し、鉄道・バスの生徒は、交通機関の運行状況により、復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留する。	
	『注意情報』	・全員残留班とし、交通機関の復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留する。	・下校班は、標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校し保護者と合流する。但し、地震発生後、津波・火災等の危険がある間は一時的に本校に残留する。 ・残留班は、交通機関の復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留する。
	震度5強・6弱		
	『予知情報』 (警戒宣言)	・全員残留班とし、交通機関の復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留する。	・下校班は、徒歩により標高10m以上の市内公立中学校に向かって下校し保護者と合流する。但し、地震発生後、余震や津波・火災等の危険がある間は一時的に本校に残留する。 ・残留班は、交通機関の復旧または保護者の引き取りがあるまで本校に残留する。
震度6強・7			
登 下 校 時 ・ 在 宅 時	震度5弱以下	・全校生徒は通常の登下校。但し、交通機関の運行状況により、別に定める「悪天候時の登校について」に準じて判断する。	
	『注意情報』 『予知情報』	・登下校時ならば安全かつ速やかに自宅へ下校し、在宅時ならば在宅のまま、学校からの指示を待つ。但し、自宅が危険な場合は予め家庭で決めた避難場所に避難する。	
	震度5強以上		

いずれの場合も、安否確認と下校ルート of 安全確認の後、本校対策本部(本部長=学校長)が慎重に検討し、生徒と保護者が安全に合流できるよう最善の努力をしますが、各家庭でも“保護者と合流する場所”等の対応をよく話し合っておいてください。その他具体的な対応については、必要に応じて静学一斉メール及び本校HPによりお知らせします。

注) 標高10mラインの設定について=教育棟1Fに掲示

静岡市沿岸における南海トラフ巨大地震の“津波最大波高”については、の13m(内閣府中央防災会議[2012.8])や12m(『第4次被害想定』第1次報告[2013.6])が示され、従来の『第3次被害想定』の7.4mを大幅に上回っていますが、『第4次被害想定』に提示された“津波浸水想定”は、『第3次被害想定』のそれとほとんど変化がなく、標高4~6mに設定しています。この点にやや疑問に感じて、本校では標高10mラインを提起しました。

2. 下校班・残留班の編成について（高校生のみ）

本校では基本的に、清水区興津以東を除く静岡市平野部からの通学者で、標高 10m以上の公立中学校を“保護者と合流する場所”とする生徒を**下校班**、それ以外および保護者が残留を希望する生徒を**残留班**としていますが、詳細については以下の通りです。保護者の方々には、入学時に、生徒が**下校班・残留班**のどちらになるかを確認したうえで「下校・残留班編成票」を提出していただいております。その内容に変更点などがありましたら、HR 担任を通じて安全整備課にお知らせください。

下校班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市内(清水区興津以東は除外)からの通学生で、下校先の静岡市立中学校が静岡市内の津波危険区域・急傾斜地崩壊危険区域・その他の危険区域に該当しない生徒、または、危険区域を通過せずに下校先まで到達できる生徒 ・ 静岡市外または静岡市清水区興津以東からの通学生で、静岡市内(清水区興津以東は除外)の親戚・知人宅が生徒の受入先として保護者との間で了解している生徒
残留班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市内からの通学生で、下校先の静岡市立中学校が静岡市内の津波危険区域・急傾斜地崩壊危険区域・その他の危険区域に該当する生徒、または、危険区域を通過しなければ下校先まで到達できない生徒、または、保護者が残留を希望する生徒 ・ 静岡市外または静岡市清水区興津以東からの通学生

① 清水区興津以東を除く静岡市内からの通学生の下校先は、標高 10m以上に位置する静岡市立中学校とし、その中学校を保護者との合流場所とする。＝下校班

- ・ 自宅が 10m未満なら、**残留班**としてもよい。
- ・ 下校先の中学校や自宅が標高 10m以上かどうかは、別表（本校掲示・HP掲載）のとおり。

② 清水区興津以東を除く静岡市内からの通学生でも、市立中学校が次の危険区域等に該当する場合は下校先として認めない。＝残留班

a. 津波危険区域：『静岡県第 4 次被害想定』の指定区域とは異なり、本校では標高 10m未満の区域とする。

- ・ 自宅に最も近い中学校が標高 10m未満なら、たとえ市指定の避難場所であっても本校では下校先として認めないので、標高 10m以上に位置する別の中学校を合流場所として新たに決める。

b. 急傾斜地崩壊危険区域：『静岡県第 4 次被害想定』の指定区域に従う。

- ・ 『第 4 次被害想定』をインターネットで閲覧できるが『第 3 次被害想定』の掲示物で確認してもよい。

c. その他の危険区域：液状化被害甚大が予想される区域、近くにガスタンク・高圧電線等危険物がある区域

- ・ 液状化被害甚大が予想される区域は、『第 4 次被害想定』をインターネットで閲覧できるが『第 3 次被害想定』の掲示物で確認してもよい。近くにガスタンク・高圧電線等危険物があるかどうかは、日常の登下校の際に生徒自身がチェックする。

d. 上記 a～c の危険区域を通過しなければ下校先まで到達しない場合

③ ②に該当しない地すべり・土石流のおそれがある区域や、その他の比較的安全な区域でも保護者の判断で本校残留を希望する場合は残留班とする。

④ 静岡市外または清水区興津以東からの通学生は、原則として残留班とする。但し、清水区興津以東を除く静岡市内の親戚・知人宅が保護者との間で生徒の受入先として了解している場合は、受入先の親戚・知人宅に最も近い中学校が上記①の条件に合えば**下校班**とする。